

金融システムにおける 景気循環増幅効果（プロシクリカリティ）への対応

提言の概要

1. 自己資本

1. 1 パーゼル銀行監督委員会は、規制資本の枠組みを強化することによって、銀行システムにおける自己資本の質及び水準を好況時に引上げ、経済及び金融のストレス時に取崩しが可能であるようにするべきである。

1. 2 パーゼル銀行監督委員会は、景気循環的な VaR に基づいた所要自己資本の推計への依存を低下させるため、パーゼル II におけるマーケット・リスクの枠組みを見直すべきである。

1. 3 パーゼル銀行監督委員会は、銀行システムにおけるレバレッジの拡大の抑制を促し、パーゼル II の枠組みにおいて資本の下限となる、リスク・ベースでない簡素な指標により、リスク・ベースの所要自己資本を補完すべきである。

1. 4 監督当局は、銀行の規制上の最低所要自己資本を超える資本バッファ一の十分性を検証するため、第 2 の柱における監督上の検証プロセスの重要な要素として、パーゼル銀行監督委員会によって強化されたストレス・テスト実務を用いるべきである。

1. 5. パーゼル銀行監督委員会は、継続的に、パーゼル II の枠組みの影響のモニタリングし、最低所要自己資本が過剰に景気循環を増幅しないよう適切な調整を行うべきである。

1. 6. パーゼル銀行監督委員会は、継続的に、金融の発展状況及び銀行のリスク特性の変化に応じて自己資本の枠組みにおけるリスクの捕捉範囲に関して定期的な評価を行い、適時に強化すべきである。

2. 引当て

2. 1 FASB 及び IASB は、関係する規制当局、金融機関及びその監査人に対し、発生損失に対する貸倒引当金を決定する上で、現行の基準において、判断の利用が求められていることを再確認する声明を公表すべきである。

2. 2 FASB 及び IASB は、貸倒損失の認識・測定について、利用可能な信用情報を従来よりも広範囲に取り込めるような代替的なアプローチを分析することにより、発生損失モデルを再考すべきである。FSF は、FASB 及び IASB が、技術的な論点に関する助言を行なうリソースグループを創設し、この事案を早急に完了させるよう勧告する。

2. 3 バーゼル銀行監督委員会は、貸倒損失に対する適切な引当金を積むための阻害要因を低減又は除去するため、バーゼル II の見直しを行うべきである。

2. 4 バーゼル銀行監督委員会は、第3の柱における貸倒引当に係る情報開示の十分性を評価するため、バーゼル II の見直しを行うべきである。

3. 価格評価及びレバレッジ

3. 1 当局は、監督上のマクロ健全性的手段として、レバレッジ及び証拠金に関する定量的指標及び／又はその制限を採用すべきである。

3. 1. 1 当局は、個別金融機関及び（システム全体の）マクロ健全性双方のレベルにおける政策上の指針として、レバレッジの定量的指標を利用すべきである。銀行のレバレッジ比率については、リスク・ベースの所要自己資本を、リスク・ベースでない簡素なレバレッジ計測手法で補うとするバーゼル銀行監督委員会の作業を歓迎する（上記1. 3を参照）。

3. 1. 2 当局は、店頭デリバティブ及び証券金融取引に対する最低当初証拠金やヘアカット率の義務付けについてレビューすべきである。

3. 2 バーゼル銀行監督委員会及びグローバル金融システム委員会は、満期

変換に付随する資金調達リスク及び流動性リスクを測定し、金融システムにおける流動性リスクのプライシングを可能にする、共同研究プログラムを立ち上げるべきである。

3. 3 上記研究プログラムの結論に基づいて、国際決済銀行及び国際通貨基金は、当局が金融システム全体におけるレバレッジ及び満期ミスマッチに関する情報を利用できるようになるであろう。

3. 4 会計基準設定主体及び金融機関監督当局は、公正価値評価を裏付けるために必要なデータやモデリングが脆弱な場合には、評価される金融商品に関する評価性引当金又は調整金の利用を検討すべきである。

3. 5 会計基準設定主体及び金融機関監督当局は、時価会計に潜在的に伴う逆作用効果を弱めるよう、関連する基準を変更する可能性を検証すべき。このような潜在的な影響を減らすために考えうる方法としては次のようなものがある。

- 会計モデルを強化することにより、信用仲介機関の金融商品における公正価値会計の利用を注意深く検討する。
- 金融資産カテゴリー間の移動。
- ヘッジ会計要件の簡素化。